

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係 第 7 条 控除 第 1 項関係 1 (省略) 2 「酒税を課せられたもの」等の意義 災免法第 7 条《控除》第 1 項に規定する「酒税又はたばこ税、揮発油税、<u>地方揮発油税</u>、石油ガス税若しくは石油税を課せられたもの」のうち「酒税を課せられたもの」とは、酒税を既に納付した、又は徴収された酒類のほか、製造場から移出した酒類で当該酒類に係る酒税についてまだ納期限が到来していないもの及び酒税が滞納になっている酒類を含み、また、「課せられた酒税」には、既に納付した、又は徴収された酒税のほか、製造場から移出した酒類に係る酒税でまだ納期限が到来していないもの及び滞納になっている酒税を含む。 3 ～ 1 3 (省略)	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係 第 7 条 控除 第 1 項関係 1 (同左) 2 「酒税を課せられたもの」等の意義 災免法第 7 条《控除》第 1 項に規定する「酒税又はたばこ税、揮発油税、<u>地方道路税</u>、石油ガス税若しくは石油税を課せられたもの」のうち「酒税を課せられたもの」とは、酒税を既に納付した、又は徴収された酒類のほか、製造場から移出した酒類で当該酒類に係る酒税についてまだ納期限が到来していないもの及び酒税が滞納になっている酒類を含み、また、「課せられた酒税」には、既に納付した、又は徴収された酒税のほか、製造場から移出した酒類に係る酒税でまだ納期限が到来していないもの及び滞納になっている酒税を含む。 3 ～ 1 3 (同左)